平成２１年（フ）第１６７号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘２丁目11番13号
破産者　都築　　周
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０９号
開始決定時の住所北海道天塩郡幌延町２条南１丁目16番地１
破産者　岡本　則夫
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５３号
北海道帯広市東９条南20丁目12番地４
破産者　福田　正明
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
秋田市新屋田尻沢西町11―18、前住所秋田市御野場４丁目９番１号
破産者　澤口　　豊
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０号
福島県喜多方市関柴町平林字長尾佐1291番地１、前住所福島県喜多方市岩月町喜多方字北山ノ神205番地
破産者　白岩　隆雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第８９８号
横浜市旭区今川町２番地14　キャッスルマンション鶴ヶ峰Ａ―103号、破産手続開始決定時の住所横浜市旭区都岡町17番地
破産者　西川亀久善
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９４３号
横浜市都筑区南山田１丁目３番12―304号
破産者　田中　秀樹
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９３号
川崎市川崎区中島１丁目11番９号
破産者　佐々木範之
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
岐阜県大垣市桧町898番地８
破産者　岡田　幸雄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
兵庫県加東市窪田44番地
破産者　小西　和也
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２０年（フ）第９４号
熊本県荒尾市荒尾3787番地６
破産者　内田　りえ（旧姓川上）
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第２２号
熊本県荒尾市平山2209番地15
破産者　野田　満紀
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第４２３号
熊本市坪井５丁目８番20号
破産者　青木　宏允
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第４１４号
宮崎市学園木花台南２丁目５番地13、前住所宮崎県東諸県郡綾町大字南俣745番地２
破産者　児玉　健治
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第５１５号
宮崎市清武町池田台24番地10、開始決定時の住所宮崎県宮崎郡清武町正手１丁目19番地１高木アパート207号
破産者　渡邉　　剛
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市塚口町２丁目46番地５
破産者　株式会社エス
1　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
2　一般調査期日　平成22年７月22日午前10時
平成22年５月13日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１号
福岡県三潴郡大木町大字上木佐木981番地
破産者　池末　宗昭
1　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
2　一般調査期日　平成22年９月１日午前11時
平成22年５月12日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
大分市大字三芳649番地の４　アーク21―102
破産者　小林　敏男
1　破産債権の届出期間　平成22年６月14日まで
2　一般調査期日　平成22年７月13日午後４時
平成22年５月14日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係